



平成 18 年 6 月 9 日

各 位

東京都中央区日本橋箱崎町 27 番 2 号
渡菊第 3 ビル 3 階
株 式 会 社 ラ ク ー ン
代 表 取 締 役 社 長 小 方 功
(コード番号：3031 東証マザーズ)
問い合わせ先：
取締役副社長兼管理部長 今野 智
電 話 ： 03 - 5652 - 1692

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会におきまして、平成 18 年 7 月 28 日開催予定の提示株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社株式の平成 18 年 4 月 6 日付の東京証券取引所マザーズ市場上場に伴い、当社は発行する株券等が「株式等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)に基づく「株券等の保管振替制度」において取り扱われることに同意いたしました。これに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」の取扱を明確にするため、変更案第 7 条(株主名簿管理人)、第 9 条(基準日)に所要の変更を行うものであります。

平成 18 年 4 月 5 日を払込期日とする増資により資本金が 5 億円以上になったことに伴い、第 5 章を「監査役および監査役会」と改め、第 33 条(常勤監査役)、第 34 条(監査役会の招集通知)、第 35 条(監査役会の決議の方法)、第 36 条(監査役会の議事録)、第 37 条(監査役会規則)の各規定をそれぞれ新設するものであります。

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年財務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 15 条(取締役会の設置)、第 29 条(監査役および監査役会の設置)、第 41 条(会計監査人の設置)を新設するとともに、第 6 章「会計監査人」を設けるものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 6 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 12 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 23 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 40 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
- (6) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

- (7) 旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、
字句の修正を行うものであります。
- (8) 上記各変更に伴う各数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2．変更の理由

定款変更案及び現行定款は、別紙のとおりであります。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 3．変更定款のための株主総会開催日 | 平成 18 年 7 月 28 日（金曜日） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 18 年 7 月 28 日（金曜日） |

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社ラクーンと称し、英文ではRACCOON CO., LTD.と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した電子商取引業務及びその仲介業務 2. インターネットを利用した電子商取引及び決済システムの開発・運用・提供 3. インターネットを利用した情報提供サービス業務 4. インターネットのホームページ作成業務 5. インターネットに関するコンサルティング業務 6. コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに賃貸 7. コンピュータならびに周辺機器の販売、賃貸、輸出入及び導入指導 8. 広告の企画及び制作並びに広告代理業 9. 金融業 10. 小売店に対する経営コンサルティング業務 11. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。 (公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、20,784株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (新設) (名義書換代理人) 第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	第1章 総 則 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネットを利用した電子商取引業務およびその仲介業務 2. インターネットを利用した電子商取引および決済システムの開発・運用・提供 3. インターネットを利用した情報提供サービス業務 4. インターネットのホームページ作成業務 5. インターネットに関するコンサルティング業務 6. コンピュータソフトウェアの開発、販売ならびに賃貸 7. コンピュータならびに周辺機器の販売、賃貸、輸出入および導入指導 8. 広告の企画および制作ならびに広告代理業 9. 金融業 10. 小売店に対する経営コンサルティング業務 11. 前各号に付帯する一切の業務 (現行どおり) (公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、20,784株とする。 (株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第7条 当会社が発行する株券の種類並びに株式の 名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への 記載又は記録、端株の買取り、その他株式 及び端株に関する取扱い及び手数料につい ては、法令又は定款に定めるもののほか、 取締役会において定める株式取扱規則によ る。 (基準日) 第8条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿 に記載又は記録された議決権を有する株主 をもって、その決算期に関する定時株主総 会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項及び本定款に定めのある場合のほか、 必要がある場合は、取締役会の決議により、 あらかじめ公告して、臨時に基準日を定め ることができる。 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第9条 定時株主総会は、毎営業年度終了後3カ月 以内に招集し、臨時株主総会は、必要があ る場合にこれを招集する。 (招集権者及び議長) 第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議により、取締役社 長がこれを招集する。取締役社長に事故が あるときは、あらかじめ取締役会において 定めた順序により、他の取締役がこれを招 集する。 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあ たる。取締役社長に事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序によ り、他の取締役が議長となる。 (新設) (議決権の代理行使) 第11条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 を代理人として、議決権を行使することが できる。 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権 を証する書面を、株主総会ごとに当会社に 提出しなければならない。	(株式取扱規則) 第8条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への 記載または記録、その他株式または新株予約権 に関する取扱いおよび手数料については、法令 または定款に定めるもののほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。 (定時株主総会の基準日) 第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年4月30日とする。 (削除) 第3章 株 主 総 会 (招 集) 第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内 に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に 招集する。 (招集権者および議長) 第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役会の決議によって、取締役社長が招 集する。取締役社長に事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序により、他 の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長とな る。取締役社長に事故があるときは、あらかじ め取締役会において定めた順序により、他の取 締役が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書 類に記載または表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができ る。 (議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人として、議決権を行使することができ る。 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を 証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出 しなければならない。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u> 2 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う。</u> (議事録) 第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第4章 取締役及び取締役会 (新設) (取締役の員数) 第14条 当社の取締役は、10名以内とする。 (取締役の選任) 第15条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u> 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第16条 取締役任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役及び役付取締役) 第17条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>定める。</u> (新設) 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。	(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (削除) 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第15条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、10名以内とする。 (取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除) (代表取締役および役付取締役) 第19条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。 (取締役会の決議の方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。 (新設) (取締役会の議事録) 第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規則) 第22条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (取締役の報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (取締役の責任免除) 第24条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u> (社外取締役との責任限定契約) 第25条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第5章 監 査 役 (新設) (監査役の数) 第26条 当社の監査役は、5名以内とする。	(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。 (取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行く。 (取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。 (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>会社法第423条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第29条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u> (監査役の数) 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (監査役の報酬及び退職慰労金) 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u> (新設)	(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削除) (常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監査役会規則による。</u> (監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> (社外監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置)
(新設)	第41条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任)
(新設)	第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期)
	第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
	(会計監査人の報酬等)
	第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第31条 当社の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。	第45条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。
(利益配当金)	(期末配当金)
第32条 当社の利益配当金は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。	第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
(中間配当)	(中間配当金)
第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。	第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を <u>する</u> ことができる。
(利益配当金の除斥期間等)	(配当金等の除斥期間)
第34条 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。